

報道関係者 各位

平成23年11月25日

【照会先】

第三部会担当審査総括室

室長 榎本 重雄

(直通電話) 03-5403-2172

エクソンモービル（再雇用制度廃止）不当労働行為再審査事件 （平成15年（不再）第49号）命令書交付について

中央労働委員会第三部会（部会長 都築弘）は、平成23年11月24日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次の通りです。

【命令のポイント】 ～会社が、定年退職者再雇用制度を廃止し、定年退職した組合員を再雇用しなかったことは、不利益取扱いには当たらないとした事案～

再雇用制度の実施期間中は、定年退職者のうち希望者は全員再雇用されるか、再雇用制度停止一時金を支給されたが、本件組合員で期間内に定年退職した者はいなかった。同制度廃止後は定年退職者全員が再雇用されず、その中には本件組合員だけでなく別組合の組合員もいたことから、廃止が本件組合員にことさら不利益な取り扱いをする目的だったとは言えない。

また、会社が、制度廃止期日を11年4月1日とせず、会計年度に合わせて同年1月1日とした経営判断に不合理な点は認められない。それにより不利益を受けたのは組合員Bだけではないから、会社が組合員Bに同制度を適用させないため、廃止期日を1月1日にしたとは認められない。ましてや、12年1月31日付けで定年退職する組合員Aに同制度を適用させない意図があったとは到底言えない。

I 当事者

再審査申立人：スタンダード・ヴァキューム石油自主労働組合（以下「組合」又は「本部」）〔大阪府豊中市〕組合員数29名（H22. 11. 8現在）

：同 西日本合同分会連合会（以下「分会連」）〔福岡県北九州市〕組合員数5名（H22. 11. 8現在）

再審査被申立人：エクソンモービル有限会社（以下「会社」）〔東京都港区〕従業員数1,000名（H14. 6. 1現在）

II 事案の概要

1 本件は、本部及び分会連（併せて「組合ら」という。）及び組合員Aが連名で、(1)11年1月1日付けの定年退職者再雇用制度の廃止に関する会社と本部との団交（以下「本部団交」という。）における会社の対応が団交拒否に当たり、また、(2)①会社がAの所属する分会連に団交申入れをせず同制度を廃止したこと、及び②12年1月31日付けで定年退職するAの再雇用要求に関する分会連の団交申入れに会社が応じなかったことが団交拒否に当たり、さらに、(3)①会社が同制度を廃止したこと、②Aを再雇用しなかったことが不利益取扱いに当たるとして、同年11月6日に、広島県労働委員会（以下、「広島県労委」という。）に救済を申し立てた事件である。

2 広島県労委は、上記1(3)①を申立期間徒過により却下し、その余の申立てを棄却したところ、組合ら及びAはこれを不服として再審査を申し立てた（Aは再審査中に申立てを取り下げた。）。

III 命令の概要

1 主文

I 1 初審命令主文第2項を次のとおり変更する。

2 本件再雇用制度廃止に関する本部と会社との団交が団交拒否に当たるとの申立て及び会社が分会連に対して、同制度に関する団交申入れを行わずに同制度を廃止したことが団交拒否に当たるとの救済申立てをいずれも却下し、その余の救済申立てをいずれも棄却する。

II 本件再審査申立てを棄却する。

III 初審命令主文第1項を「本件再雇用制度を廃止したことが不利益取扱いに当たるとの救済申立てを却下する。」と訂正する。

2 判断の要旨

(1) 本部団交に係る団交拒否について

本件再雇用制度廃止に関する本部団交は、廃止通知以降6回、11年1月1日の廃止後1回開催され、廃止撤回を求める本部と受け入れられないとする会社とが対立し、結局廃止後の同月19日の団交で本部が、廃止は了解できず救済申立てを行う旨述べているから決裂する状況となったものと認められ、その後本部は団交を申し入れていない。また、本部は、12年1月17日の本部団交でAの再雇用を要求し、同年2月9日に同要求と本件再雇用制度廃止の無効を主張しているが、この本部団交や本部要求は、上記の本部団交や本部要求とは別異のものというべきである。

しかるに、組合らの救済申立ては同年11月6日になされているから申立期間徒過により却下を免れず、これと異なる初審命令部分は相当でない。

(2) 分会連に係る団交拒否について

ア 再雇用制度廃止に関する団交拒否

分会連は、独自の組合規約、意思決定機関及び執行機関をもった労働組合であるから、所属組合員の労働条件について独立して団交の主体たる地位にある。しかしながら、上記(1)のとおり、同制度廃止に関する本部団交が決裂する状況となったところ、その間に分会連からの団交申入れはなく、また、本部三役と分会連三役を兼務するBが本部団交に出席し、出席しなかった場合でも事後に本部団交の内容及び本部の意見や考えを聞知していたし、分会連三役のAは、Bら本部三役からの電話連絡及び本部の「団交速報」により事実経過等を聞知していたのに本件救済申立てまでの間、分会連は団交を申し入れなかった。他方、本部から本部団交で協議すべきであるといわれた会社は、分会連との事前協議の取決め等がない状況下で、上記(1)のとおり同制度廃止に関する本部団交は決裂したと認識していたと推認される。

以上によれば、会社が、分会連に同制度廃止に関する団交申入れを行わずに同制度を廃止したことが団交拒否に当たるとの組合らの救済申立ては、申立期間を徒過したものとして却下を免れず、これと異なる初審命令部分は相当でない。

イ Aの再雇用要求に関する団交拒否

再雇用について分会連と事前協議の取決め等がなく、また、分会連はAの再雇用に関して団交申入れを行っておらず、会社が分会連に団交申入れをしなければならない特段の事情もうかがわれない本件においては、Aの再雇用に関して団交申入れをしなかった会社の対応が団交拒否に当たるとはいえない（なお、会社は同制度廃止問題は既に決裂していたと認識していたと推認される。）から、これと同旨の初審命令部分は相当である。

(3) 本件再雇用制度を廃止したこと及びAを再雇用しなかったことについて

組合らは、①本件再雇用制度廃止に合理的理由はなく、本部は合意していないから同制度を維持しなければならないのに、B及びAの定年退職を知った上で、Bの退職直前に同制度を廃止して同人を再雇用せず、引き続きAを再雇用しなかったことは、Aが組合員であることを理由とする不利益取扱いに当たる、②本部は同制度廃止の効力が廃止日以降の全定年退職者に及ぶと考えて団交を行い、救済を申し立てているから「継続する行為」に該当すると主張する。

まず、初審命令の却下判断の当否をみるに、上記(1)及び(2)アの団交経緯にかんがみれば、同制度の廃止自体は完結した1個の行為である上、それをめぐる団交は11年1月19日の本部団交をもって終了しているから、12年11月6日に行われた本件再雇用制度廃止に関する救済申立ては申立期間を徒過したものとして却下を免れず、これと同旨の初審命令部分は相当であるが、初審命令主文第1項には明白な誤りがあるので、主文第Ⅲ項のとおり訂正する。

次に、Aを再雇用しなかった点を見るに、同制度期間中の再雇用希望者は全員再雇用され又は再雇用制度停止一時金を支給されているところ組合員には定年退職者はおらず、同制度廃止後は、B及びAのみでなく定年退職者全員が再雇用されており、その中に別労組の組合員もいたから、会社がB及びAをことさら不利益に取り扱う目的で同制度を廃止したとはいえない。

なお、組合らは、11年4月1日付け廃止とせず、Bの退職直前の同年1月1日付け廃止としたのはBへの適用を排除するためであり、引き続きAも再雇用しなかったものであると主張する。

しかしながら、廃止期日を会計年度に合わせた会社の経営上の判断に、特段の不合理な点は認められず、さらに、3月にも組合員でない定年退職者が1名存在し、廃止期日を4月1日としなかったことにより不利益を受けたのはBだけではないから、会社がBへの適用を排除するため11年1月1日付け廃止としたものとは認められず、ましてや12年1月31日付けで定年退職するAに同制度の適用を排除する意図の下に同制度を廃止したとは到底いえない。

また、組合らは、定年退職者及び早期退職者の中にアルバイトとして雇用された者がいた事実を会社が隠蔽したのは不誠実である点に関する判断が、初審命令には欠けている旨主張する。

しかしながら、アルバイト雇用が同制度と実質的に同一のものとの組合らの立証はないことに加え、①同制度の適用ではなく、各事業部署で一時的かつ部分的な労働力不足解消のための短期有期契約で更新はほとんどなく、②契約期間、契約日及び職種も多種多様で、③同制度廃止後4年間の退職者約400ないし500人中約20ないし30人の雇用にすぎず、各事業部署の一時的労働力不足等を個別のアルバイト契約により補う会社の経営判断が不合理ともいえず、形式を変えて定年退職者の再雇用を存続させ又は復活させたともいえないことから、組合らの主張は採用できない。したがって、Aを再雇用しなかったことは、不利益取扱いとは認められず、これと同旨の初審命令部分は相当である。

【参考】

初審救済申立日 平成12年11月6日 (広島県労委平成12年(不)第7号)

初審命令交付日 平成15年9月24日

再審査申立日 平成15年9月30日